



インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

自宅で e - T a x



e-Taxを使うと自宅やオフィスから確定申告ができます。なお、個人事業者の方の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」が便利です。



納税資金の計画的なご準備を！

例えば、インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。**

納税資金を計画的にご準備のうえ、期限内納付をお願いします。

簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

< 納付方法例 >

- 口座引落とし（振替納税）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済 など



納税に関する
総合案内



※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご注意ください。

インボイス制度についての一般的なお問合せ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553（無料）

9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和6年9月）